「常陸太田市指定ごみ袋無料引換券」についてのＱ＆Ａ	
1	無料引換券は、どこで交換できますか？
	引換期間は、令和８年１２月１日から令和９年１月３１日までの２か月間となります。 引き換えできるお店につきましては、ＱＲコードを読み取っていただくと、市の公式ホームページ、『常陸太田市指定ごみ袋「燃やすごみ専用」を全世帯に無料配布します』が読み込まれ、取扱店舗を確認してください。指定ごみ袋と交換できる取扱店舗一覧が分かります。 ＱＲコードを利用できない、市のホームページが分からない場合は、常陸太田市清掃センター（０２９４－７２－３３１６）までご連絡ください。取扱店舗をお伝えします。
2	市外から転入してきましたが、ごみ袋はもらえますか？
	令和８年１１月１日時点で常陸太田市内に住民票がある方が引き換えの対象です。１１月１日までに市外へ転出された方や１１月２日以降に転入された方は対象外となります。
3	基準日の翌日以降に世帯主が亡くなってしまったのですが、ごみ袋はもらえますか？
	基準日（令和８年１１月１日）の翌日以降に亡くなられた場合でも、対象世帯であれば引換券は発送されます。
4	無料引換券が届いていませんが、郵送されましたか？
	無料引換券は、１１月下旬に世帯主様宛に発送いたします。無料引換券発送時には、発送する前に対象世帯数を確認してから発送いたします。 対象世帯で、無料引換券が１２月１０日までに無料引換券が届かない場合、常陸太田市清掃センター（０２９４－７２－３３１６）までご連絡ください。
5	無料引換券を紛失してしまいました。再発行はしてもらえますか？
	無料引換券の紛失や滅失などに対しての再発行はできませんので、ご了承願います。
6	引換期間が過ぎてしまった無料引換券は交換できますか？
	大変申し訳ありませんが、交換期間を過ぎてしまった無料引換券は交換できません。速やかに１月３１日までにお願いします。